

令和4年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和4年4月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	欠
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第14号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第8号 農地法第18号の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年5月13日（金））

開会（午後1時30分）

議長 それでは、失礼します。時間が参りましたので、これから始めたいと思います。  
会議に入る前に、事務局長が交代されましたので、そのご挨拶をお願いいたしたい  
と思います。よろしくお願いします。

事務局 失礼します。この4月から事務局長ということで任命されました田中と申します。  
この職なんですけど、実は5年前までおりまして、5年ぶりに復帰ということになり  
ますが、ただこの間でいろいろな制度とか体制も含めてなんですけど大きく変わって  
しましまして、ただいま勉強中ということで、できるだけ早く皆様の活動のサポート  
に関われるように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございました。  
これより令和4年第4回浅口市農業委員会を開催いたします。  
ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は12名  
の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症対策について県の特  
別対策期間は終了しておりますが、引き続き感染症への対策が必要とされています。  
このため、会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで  
行うこと、事務局説明は簡潔に行うことといたしたいと思いますが、ご異議ございま  
せんでしょうか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定によ  
り、議長において9番虫明委員、11番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

530番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになります。

議案第12号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4  
年4月15日提出。

番号530、土地の所在地は鴨方町小坂西、畑、629平米。譲受人は、〇〇〇  
〇。譲渡し人は〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 9番虫明です。  
この場所は、位置図でいう1ページ、2ページになります。それで、場所は鴨方西小学校からいうと西へ約2キロぐらいのところにちょうど昔の洗濯屋さん、そこがあったちょうど森の上のほうになります。ここは、南側の道路の上のところ、こっちの桃を作られておって、この土地が、今の土地が荒れとったので、ここを通路というか通らせてもらうということで話がまとまったようです。何も問題ありません。よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、530番の件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、531番の件について、事務局の説明を求めます。  
事務局 失礼します。番号531、土地の所在地、金光町占見、田、36平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与になります。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。  
以上でございます。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委員 2番渡邊です。  
位置図の3ページ、4ページに当たります。金地池という池があるんですが、その西へ約200メートルぐらい行ったところですよ。譲受人所有の土地なんですが、その出入りとして取得するということになります。特に問題がないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、531番の件についてご異議ありませんか。  
事務局 すみません。申し訳ないです。書記の谷口と申します。  
先ほどの土地の件につきまして補足させていただきます。  
こちらの土地が、田んぼの土地ののり面の部分で非常に大きなのりになっておりまして、その部分を管理するのに隣の土地の方と協議をさせていただいたようで、進入路とのりの維持管理、のり面については畑として使うということと、栽培等の管理道に通ることもあるというようなことで話を聞いております。農地としての利用ということで、第3条申請が上がっております。

議長 それでは、この件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、533番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。番号533、土地の所在地、金光町大谷、田、833平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。  
委員 以上でございます。

議長 次に、5番古川委員、補足説明をお願いします。  
委員 5番古川です。  
この位置図は、5ページ、6ページになります。この土地は、国道2号線のトンネル、ちょうど金光隧道の中ほどにある谷の南側になりますけど、その谷に大きい池が2つあります。その麓のようなところにあります。これは、譲渡し人が、労力不足でもう荒れぎみになっていくような状態の中で、隣のうちがちょうどそばなんで作らせてくれというような話が進んだようです。特に問題はないと思います。審議のほうよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
委員 それでは、533番の件についてご異議ありませんか。  
議長 異議なし声  
委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、539番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。番号539、土地の所在地、金光町佐方、畑、636平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

議長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。  
委員 こちらのほうは、場所のほうはちょうど佐方の信号の中に入っていて1キロぐらい南に入ったところに、その辺の十字路があります。そこを東に入ったところ、ちょうど昔使われるとか、須恵のほうに抜ける道に入ったところの、線路の南浦線から入ったところの100メートルぐらい東に入ったところのちょっと下、小高い丘のほうにあります。畑になります。こちらのほうは何も使われてなかったとか、今まで畑で管理はされてましたけど、作付とかその辺がほとんど時々入ったりそれぐらいでなかった部分を、ちょうど譲受人のほうがその南側、隣住まわれてまして、ちょうど裏になるんで、そちらを自分のほうで管理をするということで話がまとまったというふうに聞いております。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
 それでは、539番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 続きまして、540番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号540、土地の所在地は全て金光町佐方になります。  
 540-1、田、78平米。  
 540-2、畑、579平米。  
 540-3、登記地目、山林、現況地目、畑、108平米。  
 540-4、畑、104平米。  
 譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇となります。譲受け、譲渡しの理由は  
 特定遺贈です。  
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願  
 いたします。

議 長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委 員 こちらのほうは、県道の南浦金光線のほうを先ほどのところよりも1.5キロ、2  
 キロ近く南に、南浦のほうに行ったところの西側になります。ちょうど、隠れてます  
 けど、明星産商ができたちょっと手前というか、ちょっと北側の西側になります。譲  
 受人のほうは、譲渡し人の名義人の方のお孫さんになるということで、本人さんの遺  
 言というか、その実行に当たると。譲受人のほうも、ちょうど、自宅の北側にな  
 りますので、今まで多分何も作られてはなかったように思うんですけど、管理のほうは  
 ある程度されてましたので、十分これからもやっていけると思います。特に問題はな  
 いと思います。よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。  
 それでは、540番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 続きまして、541番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号541、土地の所在地、鴨方町深田、畑、457平米。譲受人  
 は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不  
 足です。  
 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。  
 以上でございます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。  
 位置図は、11ページ、12ページになります。

場所は、鴨方中学校から西、里庄のほうを向いて約1キロぐらい西に行ったところに西ノ谷という集落がありますけど、その入り口の辺りに大きい池、新池ですか、ありまして、その池から約300メートルぐらい北西に入ったところになります。譲渡し人と譲受人、家が隣になって、この土地はちょうど譲受人の道を隔てたすぐ南側になります。譲渡し人のほうが管理できんから面倒見てもらえんじやろうかというようなことから話がまとまったように聞いてます。問題はないかと思われます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、541番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　続きまして、542番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号542、土地の所在地は全て寄島町になります。

　　542-1、田、159平米。

　　542-2、田、262平米。

　　542-3、畑、158平米。

　　542-4、畑、293平米。

　　542-5、畑、59平米。

　　542-6、田、1、160平米。

　　譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲渡し人の持分の移転となります。譲受け、譲渡しの理由は贈与でございます。

　　譲渡し人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

　　以上でございます。

議 長 　　次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　梶原です。位置図のほうは、13、14、15、16ページにわたっております。寄島の大浦神社から南西の300メートル圏内、新しい矢掛寄島線の県道沿いに当たる場所と少し外れた場所となります。譲受人と譲渡し人は親子関係で、生前贈与となります。現状は、全て農地できちんと草刈りされて、管理されております。問題はないかと思われます。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。

　　それでは、542番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　議案第13号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 543番の件について、事務局の説明を求めます。  
失礼します。議案書は4ページになります。  
議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年4月15日提出。

番号543、土地の所在地、鴨方町六条院東、田、131平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委員 11番渡邊です。  
位置図は、17、18ページになります。この案件の場所は、鴨方町と金光町の境、国道2号線に点滅信号があります。それから300メートルぐらい西に行った国道よりも北側になります。譲受人のほうで、駐車場として使用するようであります。土木委員の承諾も得ており、問題ないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
委員 それでは、543番の件についてご異議ありませんか。  
委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、544番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号544、土地の所在地、鴨方町小坂西、畑、51平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇、農業。転用目的は、宅地への進入路です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地がございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。  
以上でございます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。  
委員 9番虫明です。  
ここの場所は、位置図でいうと19、20ページになります。  
それで、先ほど説明した小学校から2キロのところよりもう300メートルほど西に行ったところになります。ちょうどこの田んぼのところか道が狭くて、その奥にこの譲受人の家があるんですが、その道幅を広げるということで譲ってもらおうように話ができておったようです。何も問題はございません。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。  
委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。それでは、544番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、536番の件について、事務局の説明を求めます。

失礼します。議案書は5ページになりますので、お開きください。

議案第13号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年4月15日提出。

番号536、土地の所在地、鴨方町六条院西、田、469平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇となります。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の目的は宅地となります。

以上でございます。

議長 次に、私の担当ですので、補足説明をさせていただきます。

位置図は、21から22ページです。申請の場所は、六条院西に造られております2号線バイパスのインターから南に150メートル、大体そのところに位置をします。地元の両親の下に帰って住みたいということで、父の名義のところに宅地をしたいとのことでした。別に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいま説明いたしました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、536番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、545番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。番号545、土地の所在地は全て鴨方町小坂西です。

545-1、田、422平米。

545-2、田、10平米。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第2種になりますが、当該転用目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上問題なく、転用許可を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は、宅地です。

以上でございます。

議長 次に、9番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 9番虫明です。位置図では、23、24ページになります。

先ほど2件説明したんですが、このちょうど中間ぐらいのところに十字路がありまして、そこの南側の土地となります。ここの譲受人さんは笠岡へお嫁に行っており、娘さんのようです。それで、ここへ帰ってきて家を建てるとということで、宅地を譲り



分けるそうです。何も問題ありません。よろしくお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　それでは、545番の件について、ご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　議案第14号農用地利用集積計画についてを議題とします。

　　　　　それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　　失礼いたします。議案書は、6ページから9ページとなります。

　　　　　議案第14号農用地利用集積計画について。令和4年4月15日提出。

　　　　　それでは、説明いたします。

　　　　　今回の議案番号82番から96番の15件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は12名、農地は22筆です。更新が9筆、新規が13筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年未満が5筆、3年以上6年未満が13筆、10年以上が4筆の以上となります。

　　　　　次に、9ページへ移ります。

　　　　　1の(1)地目別設定面積につきまして、田、1万6,253平方メートル、畑、1,277平方メートル、計1万7,530平方メートルです。

　　　　　以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　それでは、この件についてご異議ございませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

　　　　　日程第4、報告事項に移ります。

　　　　　報告第8号農地法第18条の規定等による合意解約についてを議題とします。

　　　　　事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は、10ページになります。

　　　　　報告第8号農地法第18条の規定による合意解約通知について。令和4年4月15日提出。

　　　　　番号532、土地の所在地、鴨方町益坂、田、465平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年3月8日です。

　　　　　番号534、土地の所在地、鴨方町益坂、田、611平米。借受人は、〇〇〇〇。

貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日は令和4年3月11日、引渡年月日は令和4年4月1日です。

番号535、土地の所在地は全て鴨方町六条院西です。

535-1、田、169平米。

535-2、田、469平米。

借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇となります。合意年月日は、令和4年3月1日、引渡年月日は令和4年3月14日になります。

番号537、土地の所在地、鴨方町地頭上、田、871平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年3月15日です。

番号538、土地の所在地、金光町佐方、畑、636平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日及び引渡年月日は、令和4年3月14日です。

以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑がないようですので、報告を受けたこととします。

日程第5、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

①令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価（案）

②令和4年度の目標の策定期間について

③利用意向調査に伴う農地中間管理機構からの回答について

④次回の委員会について

⑤農地パトロールと農地の見守り活動について外

議長 以上で終わりにします。ご苦労さまでした。

閉会（午後2時51分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年3月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩